# 条例の改正に伴う旧・新対照表

$\bigcirc$	舞鶴市職員の給与に関する条例(第1条関係)(第 116 号議案関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市職員の給与に関する条例(第2条関係)(第116号議案関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第1条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例(第2条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第3条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
$\bigcirc$	舞鶴市教育長の給与等に関する条例(第4条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
$\bigcirc$	舞鶴市職員の給与に関する条例(第 118 号議案関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
$\bigcirc$	舞鶴市旅費条例
$\bigcirc$	舞鶴市実費弁償条例

#### 舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第1条関係)(第116号議案関係)

(勤勉手当)

第30条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額 の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に 100 分の 42.5 を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

Į	戠	<b>月</b>	戠	1 糸	及	2 剎	ż	3 <del>š</del>	級	4 3	級	5 7	級	6	級	7 ส์	汲	8	級	
j	]	\	务																	
	カ	\0	カ																	
	X	¥	汲	公公宝1.	日好	給料月	好	公公宝1.	日好	公少宝儿	日妬	公尘	日妬	公公宝1.	日妬	公公宝1.	日郊	公公宝1.	日安	百
1	分	\	$\setminus$	不口 个イン	力 假	不口 イイナ	1 假	<b>不口不</b> 了。	力假	がロイイ	力(织	和一个个	力假	邢口个十	力假	<b>不口不</b> 了。	力 假	和工作	万仓	只
		号	$\backslash  $																	
		給	$\setminus$																	
					円		円		円		円		円		円		円		F	П
		1		142,	600	192,	700	228,	900	262	, 000	288	, 000	318	, 500	362,	300	407	7, 70	0(
		2		143,	700	194,	500	230,	500	263	900	290	, 200	320	, 700	364,	900	410	), 10	)()

(勤勉手当)

第30条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額 の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3から5まで (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職	職	1級	2級	3級	4級	5 級	6級	7級	8級
員	\ 務								
$\mathcal{O}$	<b>\</b> の								
区	級	給料目額	給料目額	給料目額	給料目額	給料目額	給料目額	給料目額	給料月額
分	\	WE4-121 FE	WD 1171 DE	WH 1.121 FX	WH 1.121 FE	WH 1.121 FE	WH 1.121 FE	WH 1.121 FE	WH 1.171 HX
	号\								
	給	V							
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144, 100	194, 000	230,000	263, 000	288, 900	319, 200	362, 900	408, 100
	2	145, 200	195, 800	231, 600	264, 900	291, 100	321, 400	365, 500	410, 500

	旧	新
3	144, 900 196, 300 232, 000 265, 700 292, 500 323, 000 367, 400 412, 600	3   146, 400   197, 600   233, 100   266, 700   293, 400   323, 700   367, 900   413, 000
再 4	146, 000 198, 100 233, 600 267, 800 294, 600 325, 200 370, 000 415, 000	再 4 147,500 199,400 234,700 268,800 295,500 325,900 370,500 415,400
任 5	147, 100 199, 700 235, 100 269, 600 296, 600 327, 400 371, 900 416, 900	任 5 148,600 200,900 236,100 270,500 297,400 328,100 372,400 417,300
用6	148, 200 201, 500 236, 800 271, 500 298, 900 329, 400 374, 400 419, 200	用 6 149,700 202,700 237,800 272,400 299,700 330,100 374,900 419,600
職 7	149, 300 203, 300 238, 300 273, 400 301, 200 331, 600 376, 700 421, 300	職 7 150,800 204,500 239,300 274,300 302,000 332,300 377,200 421,700
11 2	150, 400 205, 100 239, 900 275, 500 303, 400 333, 800 379, 200 423, 500	_LL
員 9	151, 500 206, 800 241, 200 277, 600 305, 400 335, 800 381, 700 425, 500	9 153, 000 207, 900 242, 100 278, 400 306, 100 336, 400 382, 100 425, 900
以10	152, 900 208, 600 242, 700 279, 600 307, 700 338, 000 384, 400 427, 600	10 154, 400 209, 700 243, 600 280, 400 308, 400 338, 600 384, 800 428, 000
外   11	154, 200 210, 400 244, 300 281, 700 309, 900 340, 000 387, 000 429, 700	外 11 155, 700 211, 500 245, 200 282, 500 310, 600 340, 600 387, 400 430, 100
Ø 12	155, 500 212, 200 245, 700 283, 700 312, 200 342, 200 389, 700 431, 800	12       157,000       213,300       246,600       284,500       312,900       342,800       390,100       432,200
職 13	156, 800 213, 600 247, 200 285, 700 314, 300 344, 000 392, 100 433, 500	職 13
員 14	158, 300 215, 400 248, 700 287, 800 316, 400 346, 000 394, 400 435, 300	員 14   159,800   216,500   249,600   288,600   317,100   346,600   394,800   435,700
15	159, 800 217, 100 250, 000 289, 800 318, 600 348, 100 396, 600 437, 300	15 161, 300 218, 200 250, 900 290, 600 319, 300 348, 600 397, 000 437, 700
16	161, 400 218, 900 251, 400 291, 800 320, 700 350, 100 399, 000 439, 300	16   162, 900   220, 000   252, 300   292, 600   321, 400   350, 600   399, 400   439, 700
17	162, 700 220, 600 252, 900 293, 700 322, 700 351, 800 400, 800 441, 200	17   164, 200   221, 700   253, 800   294, 400   323, 300   352, 300   401, 200   441, 600
18	164, 200 222, 300 254, 600 295, 700 324, 700 353, 800 402, 800 443, 000	18 165, 700 223, 400 255, 400 296, 400 325, 300 354, 300 403, 200 443, 400
19	165, 700 223, 900 256, 300 297, 800 326, 700 355, 600 404, 700 444, 800	19 167, 200 225, 000 257, 100 298, 500 327, 300 356, 100 405, 100 445, 200
20	167, 200 225, 500 258, 100 299, 800 328, 700 357, 500 406, 500 446, 500	20   168, 700   226, 600   258, 900   300, 500   329, 300   358, 000   406, 900   446, 900
21	168, 600 227, 000 259, 700 301, 800 330, 500 359, 500 408, 400 448, 300	21   170, 100   228, 000   260, 500   302, 400   331, 000   359, 900   408, 800   448, 700
22	171, 300 228, 700 261, 500 303, 900 332, 600 361, 400 410, 200 449, 800	22   172, 800   229, 700   262, 300   304, 500   333, 100   361, 800   410, 600   450, 200
23	173, 900 230, 300 263, 200 305, 900 334, 600 363, 400 412, 000 451, 200	23   175, 400   231, 300   264, 000   306, 500   335, 100   363, 800   412, 400   451, 600
24	176, 500 231, 900 264, 900 308, 000 336, 700 365, 300 413, 900 452, 700	24   178, 000   232, 900   265, 700   308, 600   337, 200   365, 700   414, 300   453, 100
25	179, 200 233, 100 266, 900 309, 700 338, 100 367, 300 415, 700 454, 100	25   180, 700   234, 000   267, 600   310, 300   338, 600   367, 700   416, 100   454, 500
26	180, 900 234, 600 268, 800 311, 800 340, 000 369, 200 417, 200 455, 400	26   182, 400   235, 500   269, 500   312, 400   340, 500   369, 600   417, 600   455, 800
27	182, 600 236, 000 270, 600 313, 800 341, 900 371, 200 418, 700 456, 700	27   184, 000   236, 900   271, 300   314, 400   342, 400   371, 600   419, 100   457, 100
28	184, 300 237, 300 272, 400 315, 800 343, 800 373, 200 420, 300 457, 900	28   185, 700   238, 200   273, 100   316, 400   344, 300   373, 600   420, 700   458, 300
29	185, 800 238, 600 274, 100 317, 600 345, 500 374, 700 421, 900 458, 900	29   187, 200   239, 500   274, 800   318, 100   345, 900   375, 100   422, 300   459, 300
30	187, 600 239, 800 276, 000 319, 600 347, 400 376, 500 423, 200 459, 600	30   188, 900   240, 700   276, 700   320, 100   347, 800   376, 900   423, 600   460, 000
31	189, 400 240, 800 277, 900 321, 700 349, 300 378, 300 424, 500 460, 400	31   190, 700   241, 700   278, 600   322, 200   349, 700   378, 700   424, 900   460, 800
32	191, 100 242, 000 279, 600 323, 800 351, 100 379, 900 425, 700 461, 100	32   192, 400   242, 900   280, 300   324, 300   351, 500   380, 300   426, 100   461, 500
33	192, 700 243, 300 281, 200 325, 100 353, 000 381, 700 426, 900 461, 800	33   194,000   244,200   281,800   325,500   353,400   382,100   427,300   462,200
34	194, 200 244, 500 283, 100 327, 100 354, 800 383, 100 428, 200 462, 600	34 195, 400 245, 300 283, 700 327, 500 355, 200 383, 500 428, 600 463, 000
35	195, 700 245, 700 284, 900 329, 000 356, 600 384, 600 429, 500 463, 300	35   196, 900   246, 500   285, 500   329, 400   357, 000   385, 000   429, 900   463, 700

	旧			新
36	197, 200 247, 000 286, 800 331, 100 358, 300 386, 200 430, 700	463, 900	36	198, 400 247, 800 287, 400 331, 500 358, 700 386, 600 431, 100 464, 300
37	198, 500 247, 900 288, 400 333, 000 359, 700 387, 600 431, 900	464, 400	37	199, 700 248, 700 289, 000 333, 400 360, 100 388, 000 432, 300 464, 800
38	199, 800 249, 300 290, 100 334, 900 361, 000 388, 800 432, 700	465,000	38	201, 000 250, 100 290, 700 335, 300 361, 400 389, 200 433, 100 465, 400
39	201, 100 250, 700 291, 900 336, 900 362, 400 390, 000 433, 500	465, 600	39	202, 200 251, 500 292, 500 337, 300 362, 800 390, 400 433, 900 466, 000
40	202, 400 252, 200 293, 700 338, 800 363, 800 391, 100 434, 300	466, 200	40	203, 500 252, 900 294, 300 339, 200 364, 200 391, 500 434, 700 466, 600
41	203, 700 253, 600 295, 300 340, 700 365, 100 392, 200 434, 900	466, 700	41	204, 800 254, 300 295, 800 341, 100 365, 500 392, 600 435, 300 467, 100
42	205, 000 255, 000 297, 000 342, 600 366, 000 393, 400 435, 600	467, 200	42	206, 100 255, 700 297, 500 343, 000 366, 400 393, 800 436, 000 467, 600
43	206, 300 256, 400 298, 500 344, 400 367, 100 394, 600 436, 300	467, 600	43	207, 400 257, 100 299, 000 344, 800 367, 500 395, 000 436, 700 468, 000
44	207, 600 257, 700 300, 100 346, 300 368, 200 395, 700 437, 000	467, 900	44	208, 700 258, 400 300, 600 346, 700 368, 600 396, 100 437, 400 468, 300
45	208, 800 258, 900 301, 700 347, 800 369, 000 396, 400 437, 800	468, 200	45	209, 800 259, 600 302, 200 348, 200 369, 400 396, 800 438, 200 468, 600
46	210, 100 260, 200 303, 400 349, 200 369, 900 397, 100 438, 600		46	211, 100 260, 900 303, 900 349, 600 370, 300 397, 500 439, 000
47	211, 400 261, 600 305, 000 350, 700 370, 800 397, 800 439, 000		47	212, 400 262, 300 305, 500 351, 100 371, 200 398, 200 439, 400
48	212, 700 262, 900 306, 700 352, 200 371, 700 398, 500 439, 700		48	213, 700 263, 600 307, 200 352, 600 372, 100 398, 900 440, 100
49	213, 800 264, 100 307, 700 353, 800 372, 600 399, 100 440, 200		49	214, 800 264, 700 308, 100 354, 200 373, 000 399, 500 440, 600
50	214, 900 265, 200 309, 200 354, 600 373, 400 399, 700 440, 600		50	215, 900 265, 800 309, 600 355, 000 373, 800 400, 100 441, 000
51	215, 900 266, 500 310, 700 355, 800 374, 200 400, 200 441, 000		51	216, 900 267, 100 311, 100 356, 200 374, 600 400, 600 441, 400
52	217, 000 267, 800 312, 300 356, 800 375, 000 400, 600 441, 400		52	218, 000 268, 400 312, 700 357, 200 375, 400 401, 000 441, 800
53	218, 100 268, 800 313, 900 357, 700 375, 700 401, 000 441, 800		53	219, 100 269, 400 314, 300 358, 100 376, 100 401, 400 442, 200
54	219, 100 269, 900 315, 500 358, 800 376, 400 401, 300 442, 200		54	220, 100 270, 500 315, 900 359, 200 376, 800 401, 700 442, 600
55	220, 000 271, 200 317, 100 359, 700 377, 100 401, 600 442, 600		55	221, 000 271, 800 317, 500 360, 100 377, 500 402, 000 443, 000
56	221, 000 272, 500 318, 600 360, 800 377, 800 401, 900 442, 900		56	222, 000 273, 100 319, 000 361, 200 378, 200 402, 300 443, 300
57	221, 500 273, 500 320, 100 361, 700 378, 300 402, 200 443, 200		57	222, 400 274, 000 320, 500 362, 100 378, 700 402, 600 443, 600
58	222, 400 274, 500 321, 300 362, 400 378, 900 402, 500 443, 600		58	223, 300 275, 000 321, 700 362, 800 379, 300 402, 900 444, 000
59	223, 200 275, 400 322, 500 363, 100 379, 500 402, 800 443, 900		59	224, 100 275, 900 322, 900 363, 500 379, 900 403, 200 444, 300
60	224, 100 276, 500 323, 700 363, 800 380, 200 403, 100 444, 200		60	224, 900 277, 000 324, 100 364, 200 380, 600 403, 500 444, 600
61	224, 800 277, 600 324, 400 364, 200 380, 600 403, 400 444, 500		61	225, 600 278, 100 324, 800 364, 600 381, 000 403, 800 444, 900
62	225, 800 278, 600 325, 300 364, 800 381, 300 403, 700		62	226, 600 279, 100 325, 700 365, 200 381, 700 404, 100
63	226, 600 279, 500 326, 100 365, 500 381, 900 404, 000		63	227, 400 280, 000 326, 500 365, 900 382, 300 404, 400
64	227, 500 280, 500 326, 900 366, 200 382, 500 404, 300		64	228, 300 281, 000 327, 300 366, 600 382, 900 404, 700
65	228, 200 281, 100 327, 800 366, 500 382, 900 404, 600		65	229, 000 281, 500 328, 200 366, 900 383, 300 405, 000
66	229, 000 282, 000 328, 200 367, 200 383, 500 404, 900		66	229, 800 282, 400 328, 600 367, 600 383, 900 405, 300
67	229, 900 282, 700 328, 900 367, 900 384, 100 405, 200		67	230, 700 283, 100 329, 300 368, 300 384, 500 405, 600
68	231, 000 283, 600 329, 700 368, 600 384, 700 405, 500		68	231, 700 284, 000 330, 100 369, 000 385, 100 405, 900

旧	新
69 231, 700 284, 600 330, 500 368, 900 385, 100 405, 700	69   232, 400   285, 000   330, 900   369, 300   385, 500   406, 100
70 232, 400 285, 400 331, 200 369, 500 385, 600 406, 000	70 233, 100 285, 800 331, 600 369, 900 386, 000 406, 400
71 233, 000 286, 200 331, 900 370, 200 386, 100 406, 300	71 233, 700 286, 600 332, 300 370, 600 386, 500 406, 700
72 233, 800 287, 000 332, 600 370, 800 386, 700 406, 600	72 234, 500 287, 400 333, 000 371, 200 387, 100 407, 000
73   234, 600   287, 800   333, 100   371, 100   387, 000   406, 800	73   235, 300   288, 200   333, 500   371, 500   387, 400   407, 200
74   235, 300   288, 300   333, 700   371, 700   387, 400   407, 100	74   236, 000   288, 700   334, 100   372, 100   387, 800   407, 500
75   236, 000   288, 700   334, 200   372, 400   387, 800   407, 400	75   236, 700   289, 100   334, 600   372, 800   388, 200   407, 800
76   236, 600   289, 200   334, 800   373, 000   388, 200   407, 600	76 237, 300 289, 600 335, 200 373, 400 388, 600 408, 000
77   237, 300   289, 300   335, 100   373, 400   388, 500   407, 800	77   238, 000   289, 800   335, 500   373, 800   388, 900   408, 200
78   238, 100   289, 700   335, 600   373, 900   388, 800   408, 100	78   238, 800   290, 100   336, 000   374, 300   389, 200   408, 500
79   238, 900   289, 900   336, 000   374, 500   389, 100   408, 400	79   239, 600   290, 300   336, 400   374, 900   389, 500   408, 800
80   239, 600   290, 300   336, 500   375, 000   389, 400   408, 600	80   240, 300   290, 700   336, 900   375, 400   389, 800   409, 000
81   240, 200   290, 500   336, 900   375, 500   389, 600   408, 800	81 240, 800 290, 900 337, 300 375, 900 390, 000 409, 200
82   240, 900   290, 700   337, 400   376, 100   389, 900   409, 100	82 241, 500 291, 100 337, 800 376, 500 390, 300 409, 500
83   241, 600   291, 100   337, 900   376, 600   390, 200   409, 400	83 242, 200 291, 500 338, 300 377, 000 390, 600 409, 800
84 242, 300 291, 400 338, 400 376, 900 390, 400 409, 600	84 242, 900 291, 800 338, 800 377, 300 390, 800 410, 000
85   242, 900   291, 700   338, 700   377, 300   390, 600   409, 800	85   243, 500   292, 100   339, 100   377, 700   391, 000   410, 200
86   243, 600   292, 000   339, 100   377, 800   390, 900	86   244, 200   292, 400   339, 500   378, 200   391, 300
87   244, 300   292, 300   339, 600   378, 200   391, 200	87   244, 900   292, 700   340, 000   378, 600   391, 600
88   245, 000   292, 700   340, 000   378, 600   391, 400	88   245, 600   293, 100   340, 400   379, 000   391, 800
89   245, 600   293, 000   340, 300   379, 000   391, 600	89   246, 100   293, 400   340, 700   379, 400   392, 000
90   246, 100   293, 400   340, 700   379, 500   391, 900	90   246, 600   293, 800   341, 100   379, 900   392, 300
91   246, 400   293, 700   341, 200   379, 900   392, 200	91 246, 900 294, 100 341, 600 380, 300 392, 600
92   246, 800   294, 100   341, 600   380, 300   392, 400	92   247, 300   294, 500   342, 000   380, 700   392, 800
93   247, 100   294, 200   341, 800   380, 600   392, 600	93   247, 600   294, 700   342, 200   381, 000   393, 000
94 294, 400 342, 200	94   294, 900 342, 600
95 294, 800 342, 700	95 295, 200 343, 100
96 295, 200 343, 100	96 295, 600 343, 500
97 295, 400 343, 200	97 295, 800 343, 700
98 295, 700 343, 700	98 296, 100 344, 100
99 296, 100 344, 100	99 296, 500 344, 500
100 296, 500 344, 400	100 296, 900 344, 800
101 296, 700 344, 700	101 297, 100 345, 100

			旧										新				
102	297, 0	00 345, 100							102		297, 400	345, 500					
103	297, 4	00 345, 500							103		297, 800	345, 900					
104	297, 7	00 345, 900							104		298, 100	346, 300					
105	297, 9	00 346, 400							105		298, 300	346, 800					
106	298, 2	00 346, 800							106		298, 600	347, 200					
107	298, 6	00 347, 200							107		299,000	347, 600					
108	298, 9	00 347, 600							108		299, 300	348, 000					
109	299, 1	00 348, 100							109		299, 500	348, 500					
110	299, 5	00 348, 500							110		299, 900	348, 900					
111	299, 9	00 348, 800							111		300, 300	349, 200					
112	300, 2	00 349, 100							112		300,600	349, 500					
113	300, 3	00 349, 600							113		300, 800	350, 000					
114	300, 6	00							114		301,000						
115	300, 9	00							115		301, 300						
116	301, 3	00							116		301, 700						
117	301, 5	00							117		301, 900						
118	301, 7	00							118		302, 100						
119	302, 0	00							119		302, 400						
120	302, 3	00							120		302, 700						
121	302, 7	00							121		303, 100						
122	302, 9	00							122		303, 300						
123	303, 2	00							123		303, 600						
124	303, 5	00							124		303, 900						
125	303, 8	00							125		304, 200						
再任								再任	_								
	187, 300 214, 8	00 254, 800	274, 200	289, 300	314, 700	356, 400	389, 500			187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900
職								職									
員								員									
	の表は、教育					の職員に	こ適用す									の職員に	こ適用す
る。た	,ただし、第 35 条に規定する職員を除く。								る。ただし、第 35 条に規定する職員を除く。								
別表第2	(第3条関係	)						別表	第 2	(第3条	関係)						

			旧					新	
	教育耶	能給料表				教育	職給料表		
職	職	1級	2級	3 級	職	職	1級	2 級	3級
員の区分	務の級	給料月額	給料月額	給料月額	員の区分	務の級	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円			円	円	円
再		158, 300	174, 400	293, 700	再		159, 900	176, 100	295, 000
任	1	159, 800	176, 500	296, 400	任		161, 400	178, 200	297, 600
用		161, 300	178, 600	299, 300	用		162, 900	180, 300	300, 500
職	4	162, 800	180, 800	301, 800	職		164, 400	182, 600	303, 100
員		164, 500	182, 900	304, 400	員		166, 200	184, 600	305, 600
以		166, 500	185, 100	306, 800	以		168, 100	186, 800	308, 000
外	•	168, 300	187, 300	309, 100	外		169, 900	189, 000	310, 400
(T)		170, 100	189, 600	311, 600	0	()	171, 700	191, 300	312, 800
職	9	171, 900	191, 900	314, 000	職	9	173, 600	193, 600	315, 200
員	10	174, 100	194, 700	316, 600	貝	10	175, 700	196, 400	317, 800
	11	176, 100	197, 500	319, 400		11	177, 700	199, 200	320, 600
	12	178, 100	200, 200	322, 300		12	179, 700	201, 900	323, 500
	13	180, 100	203, 100	324, 800		13	181, 800	204, 800	325, 900
	14	182, 400	204, 800	326, 900		14	184, 000	206, 600	328, 000
	15	184, 600	206, 600	328, 900		15	186, 200	208, 200	330, 000
	16	186, 800	208, 300	331, 200		16	188, 400	209, 900	332, 300
	17	189, 100	210, 100	333, 300		17	190, 800	211, 700	334, 400
	18	191, 800	211, 800	335, 600		18	193, 400	213, 300	336, 600
	19	194, 300	213, 600	337, 900		19	195, 900	215, 100	338, 900
	20	196, 800	215, 200	340, 000		20	198, 500	216, 700	341, 000
	21	199, 400	217, 000	342, 300		21	201, 000	218, 500	343, 300

		日			弟	f	
22	201, 100	218, 900	344, 600	22	202, 700	220, 400	345, 500
23	202, 800	220, 800	346, 900	23	204, 400	222, 400	347, 800
24	204, 500	222, 800	349, 200	24	206, 200	224, 300	350, 100
25	206, 100	224, 500	351, 100	25	207, 700	225, 800	351, 900
26	207, 700	226, 500	352, 900	26	209, 100	227, 800	353, 700
27	209, 300	228, 500	354, 800	27	210, 700	229, 900	355, 600
28	210, 800	230, 600	356, 700	28	212, 200	231, 900	357, 500
29	212, 500	232, 500	358, 600	29	214, 000	233, 700	359, 400
30	214, 300	235, 200	360, 400	30	215, 700	236, 400	361, 200
31	216, 000	238, 000	362, 100	31	217, 400	239, 200	362, 900
32	217, 700	240, 700	364, 000	32	219, 100	241, 900	364, 800
33	219, 200	243, 300	365, 500	33	220, 500	244, 500	366, 100
34	220, 900	246, 200	367, 300	34	222, 300	247, 400	367, 900
35	222, 700	248, 800	368, 800	35	224, 000	250, 000	369, 400
36	224, 400	251, 500	370, 600	36	225, 700	252, 700	371, 200
37	225, 900	254, 100	372, 500	37	227, 100	255, 300	373, 100
38	227, 600	256, 600	374, 000	38	228, 800	257, 800	374, 700
39	229, 300	259, 100	375, 500	39	230, 600	260, 300	376, 000
40	231, 100	261, 400	377, 100	40	232, 300	262, 700	377, 600
41	232, 700	264, 200	378, 200	41	233, 900	265, 300	378, 700
42	234, 400	266, 600	379, 600	42	235, 600	267, 700	380, 100
43	236, 000	268, 800	381,000	43	237, 200	270,000	381, 500
44	237, 700	271, 100	382, 500	44	238, 900	272, 200	383, 100
45	239, 400	273, 200	384, 100	45	240, 600	274, 300	384, 500
46	240, 900	275, 400	385, 700	46	242, 100	276, 500	386, 100
47	242, 200	277, 600	387, 300	47	243, 400	278, 800	387, 700
48	243, 600	279, 700	388, 800	48	244, 800	280, 800	389, 200

	1	Flagger			兼	 新	
49	245, 000	282, 000	390, 200	49	246, 100	283, 100	390, 600
50	246, 500	284, 000	391, 800	50	247, 500	285, 100	392, 200
51	248, 000	285, 900	393, 300	51	249, 000	287, 100	393, 700
52	249, 200	288, 000	394, 700	52	250, 200	289, 100	395, 100
53	250, 300	289, 800	395, 900	53	251, 300	290, 900	396, 300
54	251, 700	292, 200	397, 200	54	252, 700	293, 300	397, 600
55	252, 900	294, 600	398, 300	55	254, 000	295, 700	398, 800
56	254, 200	297, 100	399, 500	56	255, 200	298, 200	399, 900
57	255, 400	299, 200	400, 900	57	256, 400	300, 200	401, 300
58	256, 600	301, 700	402, 100	58	257, 600	302, 800	402, 500
59	257, 700	304, 100	403, 300	59	258, 700	305, 100	403, 700
60	258, 900	306, 800	404, 600	60	259, 900	307, 800	405, 000
61	260, 300	309, 200	405, 800	61	261, 300	310, 300	406, 200
62	261, 500	311, 700	406, 900	62	262, 400	312, 700	407, 300
63	262, 800	314, 200	408, 300	63	263, 600	315, 200	408, 700
64	263, 700	316, 500	409, 600	64	264, 500	317, 500	410, 000
65	264, 700	318, 900	410, 800	65	265, 500	319, 800	411, 200
66	266, 100	321, 100	411, 900	66	266, 900	322, 000	412, 300
67	267, 500	323, 200	413, 100	67	268, 300	324, 100	413, 500
68	269, 000	325, 400	414, 200	68	269, 700	326, 400	414, 600
69	270, 700	327, 600	415, 300	69	271, 400	328, 300	415, 700
70	272, 200	329, 700	416, 500	70	272, 900	330, 400	416, 900
71	273, 700	331, 900	417, 700	71	274, 400	332, 500	418, 100
72	275, 100	333, 900	418, 900	72	275, 800	334, 600	419, 300
73	276, 100	336, 100	419, 500	73	276, 800	336, 700	419, 900
74	277, 300	338, 200	420, 300	74	278, 100	338, 800	420, 700
75	278, 700	340, 400	421,000	75	279, 400	341,000	421, 400

		日 日				 新	
76	279, 900	342, 700	421, 500	76	280, 600	343, 300	421, 900
77	281, 200	344, 400	421, 800	77	281, 800	345,000	422, 200
78	282, 300	346, 300	422, 200	78	282, 900	346, 900	422, 600
79	283, 500	348, 000	422, 600	79	284, 100	348, 600	423, 100
80	284, 700	349, 800	423, 100	80	285, 300	350, 500	423, 500
81	285, 900	351, 700	423, 400	81	286, 600	352, 300	423, 800
82	286, 900	353, 500	423, 800	82	287, 500	354, 100	424, 200
83	288, 100	355, 000	424, 200	83	288, 700	355, 500	424, 600
84	289, 300	356, 800	424, 500	84	289, 900	357, 300	424, 900
85	290, 300	358, 000	424, 800	85	290, 800	358, 600	425, 200
86	291, 200	359, 700	425, 200	86	291, 700	360, 200	425, 600
87	291, 900	361, 200	425, 600	87	292, 400	361, 700	426, 000
88	292, 900	362, 700	425, 900	88	293, 400	363, 200	426, 300
89	293, 900	364, 100	426, 200	89	294, 500	364, 500	426, 600
90	294, 900	365, 400	426, 500	90	295, 400	365, 800	426, 900
91	295, 800	366, 900	426, 800	91	296, 300	367, 300	427, 200
92	296, 700	368, 300	427, 000	92	297, 100	368, 700	427, 400
93	297, 000	369, 800	427, 200	93	297, 400	370, 200	427, 600
94	297, 700	371, 100	427, 500	94	298, 100	371, 500	427, 900
95	298, 400	372, 400	427, 800	95	298, 800	372, 800	428, 200
96	299, 200	373, 600	428, 000	96	299, 600	374, 000	428, 400
97	300, 000	374, 700	428, 200	97	300, 400	375, 100	428, 600
98	300, 800	375, 700	428, 500	98	301, 200	376, 100	428, 900
99	301, 600	376, 700	428, 800	99	302, 000	377, 100	429, 200
100	302, 400	377, 700	429, 000	100	302, 800	378, 100	429, 400
101	303, 300	378, 600	429, 200	101	303, 700	379, 000	429, 600
102	303, 800	379, 600	429, 500	102	304, 200	380,000	429, 900

		日			兼	折	
103	304, 300	380, 600	429, 800	103	304, 700	381,000	430, 200
104	304, 800	381, 600	430,000	104	305, 200	382, 000	430, 400
105	305, 000	382, 400	430, 200	105	305, 400	382, 900	430, 600
106	305, 400	383, 400		106	305, 800	383, 800	
107	305, 700	384, 300		107	306, 100	384, 700	
108	305, 900	385, 300		108	306, 300	385, 700	
109	306, 100	386, 100		109	306, 500	386, 500	
110	306, 300	387, 100		110	306, 700	387, 500	
111	306, 600	388, 100		111	307, 000	388, 500	
112	306, 900	389, 100		112	307, 300	389, 500	
113	307, 100	389, 700		113	307, 500	390, 100	
114	307, 300	390, 600		114	307, 700	391, 100	
115	307, 500	391, 600		115	307, 900	392, 000	
116	307, 800	392, 500		116	308, 200	392, 900	
117	308, 100	393, 300		117	308, 500	393, 700	
118	308, 400	394, 000		118	308, 800	394, 400	
119	308, 700	394, 800		119	309, 100	395, 200	
120	309, 000	395, 600		120	309, 400	396, 000	
121	309, 100	396, 200		121	309, 600	396, 600	
122	309, 300	397, 000		122	309, 800	397, 400	
123	309, 600	397, 700		123	310,000	398, 100	
124	309, 900	398, 400		124	310, 400	398, 900	
125	310, 200	399, 100		125	310, 700	399, 500	
126		399, 800		126		400, 200	
127		400, 300		127		400, 700	
128		400, 900		128		401, 300	
129		401, 600		129		402, 000	

	旧		新 新
130	402, 200	130	402, 600
131	402, 700	131	403, 100
132	403, 200	132	403, 600
133	403, 500	133	403, 900
134	403, 800	134	404, 200
135	404, 100	135	404, 500
136	404, 400	136	404, 800
137	404, 700	137	405, 100
138	405, 000	138	405, 400
139	405, 300	139	405, 700
140	405, 600	140	406, 000
141	405, 900	141	406, 300
142	406, 200	142	406, 600
143	406, 500	143	407, 000
144	406, 900	144	407, 300
145	407, 100	145	407, 500
146	407, 400	146	407, 800
147	407, 700	147	408, 100
148	407, 900	148	408, 300
149	408, 100	149	408, 500
150	408, 400	150	408, 800
151	408, 700	151	409, 100
152	408, 900	152	409, 300
153	409, 100	153	409, 500
154	409, 400	154	409, 800
155	409, 700	155	410, 100
156	409, 900	156	410, 300

旧			新						
	.57		410, 100			157		410, 500	
再任用職員		227, 600	274, 100	328, 100	再任用職員		228, 000	274, 500	328, 500
備考		の表は、幼稚園に勤え	務する園長、教諭及	び助教諭に適用する。	備			務する園長、教諭及	び助教諭に適用する。
						この条 正後給 る。たた	月日等) 例は、公布の日から 例による改正後の第 与条例」という。)の	舞鶴市職員の給与に D規定は、平成 30 年	関する条例(以下「改 E 4 月 1 日から適用す iの規定は、平成 30 年
					3	(給与の 改正後 る改正 された) (委任)	)内払) 6給与条例の規定を3 前の舞鶴市職員の約	合与に関する条例の 条例の規定による約	では、この条例によ 規定に基づいて支給 合与の内払とみなす。 別に定める。

## 舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)(第116号議案関係)

旧

(期末手当)

(期末手当)

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合において は100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を 乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗 じて得た額とする。

(1)から(4)まで (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 の 122.5」とあるのは「100分の 65」と、「100分の 137.5」とある のは「100分の 80」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第30条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額を加算した額に、100分の95を乗じて得た額 の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

第30条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額と

(1)から(4)まで (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分 の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4から6まで (略)

(勤勉手当)

第30条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
  - (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手 当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しく は失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職 し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受ける べき扶養手当の月額を加算した額に、100分の92.5を乗じて得た 額の総額
  - (2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基 礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

旧	新
3から5まで (略)	3から5まで (略)
	改正附則
	この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例旧新対照表

旧

۱ خ.

(給与条例の規定の読替え)

(給与条例の規定の読替え)

第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)」とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

2及び3(略)

### 別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	373, 000
2	421,000
3	471,000
4	532, 000
5	607, 000
6	709, 000
7	829, 000

第9条 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当並びに舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「管理監督職員」という。)」とあるのは「管理監督職員」という。)及び舞鶴市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第30条第2項各号列記以外の部分中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

新

2及び3(略)

## 別表(第7条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	374, 000
2	422, 000
3	472, 000
4	533, 000
5	608, 000
6	710, 000
7	830,000

改正附則

旧

(給料以外の給与)

(給料以外の給与)

#### 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

## 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

新

改正附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する 条例(以下「改正後の市長等給与条例」という。)の規定は、平成30年 12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合においては、この 条例による改正前の舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例 の規定に基づいて支給された給与は、改正後の市長等給与条例の規 定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例旧新対照表(第2条関係)

旧

新

(給料以外の給与)

#### 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

(給料以外の給与)

# 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「市長及び副市長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15と読み替えるものとする。

### 改正附則

旧

(給料以外の給与)

(給料以外の給与)

#### 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

#### 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

新

改正附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の舞鶴市教育長の給与等に関する条例(以下 「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、平成30年12月1日 から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の舞鶴市教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 舞鶴市教育長の給与等に関する条例旧新対照表(第4条関係)

旧

(給料以外の給与)

## 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

(給料以外の給与)

# 第4条 (略)

2 前項に規定する期末手当の支給において、給与条例第30条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第4項中「給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額」とあるのは「給料の月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもののうち、規則で定めるもの」とあるのは「教育長」と、「規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の15」と読み替えるものとする。

新

### 改正附則

# 舞鶴市職員の給与に関する条例旧新対照表(第118号議案関係)

旧	新			
(給与の支払)	(給与の支払)			
第1条の2 この条例に基づく給与は、法律で定めるもの若しくは次の各号に掲げるものを控除する場合又は第2条第2項に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。  (1) 無鶴市職員共済組合の組合費及び貸付金の返済金	の各号に掲げるものを控除する場合又は第2条第2項に規定する場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。			
(1) 舞鶴市職員共済組合の組合費及び貸付金の返済金	(1) 舞鶴市職員共済組合の組合費及び貸付金の返済金 (2) 京都府市町村職員共済組合の積立金及び貸付金の返済金			
(2) 職員団体の組合費	(3) 職員団体の組合費			
(3) 労働金庫の貸付金の返済金	<u>(4)</u> 労働金庫の貸付金の返済金			
(4) 納税貯蓄組合の積立金	(削除)			
(5) 部課長会の会費	(5) 部課長会の会費			
(6) 団体取扱いに係る生命保険料 <u>及び貯金</u>	(6) 団体取扱いに係る生命保険料 <u>、損害保険料及び預貯金</u>			
	(7) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出 たもので、市長が適当と認めたもの			
第 31 条     削除       第 32 条     削除	第 31 条及び第 32 条 削除			
	改正附則			
	この条例は、平成31年4月1日から施行する。			

# 舞鶴市一般職の非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例旧新対照表

ĺΗ

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間において非常勤職員に<u>勤務をすること</u>を命ずることが できる。

(休日)

第 11 条 月額により報酬を支給する非常勤職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に<u>勤務をすること</u>を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月29 日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

2及び3 (略)

(支給方法等)

第24条 (略)

2 この条例に基づく非常勤職員の報酬、割増報酬及び通勤に係る費用は、法律で定めるものを控除する場合を除き、通貨で、直接非常勤職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、非常勤職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

新

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第9条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間において非常勤職員に<u>勤務すること</u>を命ずることがで きる。

(休日)

第 11 条 月額により報酬を支給する非常勤職員は、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に<u>勤務すること</u>を命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)についても、同様とする。

2及び3 (略)

(支給方法等)

第24条 (略)

2 この条例に基づく非常勤職員の報酬、割増報酬及び通勤に係る費用は、法律で定めるもの又は非常勤職員が報酬からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き、通貨で、直接非常勤職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、非常勤職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

改正附則

## 舞鶴市臨時的任用職員の勤務時間、賃金等に関する条例旧新対照表

旧

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間において臨時的任用職員に<u>勤務をすること</u>を命ずるこ とができる。

(割増賃金)

#### 第15条 (略)

- 2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1月について60時間を超えた臨時的任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を割増賃金として支給する。
- 3 (略)

(支給方法等)

### 第20条 (略)

2 この条例に基づく臨時的任用職員の賃金、割増賃金及び通勤に係る費用は、法律で定めるものを控除する場合を除き、通貨で、直接臨時的任用職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、臨時的任用職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

新

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、 あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。) 以外の時間において臨時的任用職員に<u>勤務すること</u>を命ずること ができる。

(割増賃金)

#### 第15条 (略)

- 2 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした勤務の時間が1月について60時間を超えた臨時的任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの賃金額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を割増賃金として支給する。
- 3 (略)

(支給方法等)

# 第 20 条 (略)

2 この条例に基づく臨時的任用職員の賃金、割増賃金及び通勤に係る費用は、法律で定めるもの又は臨時的任用職員が賃金からの控除を申し出たもので市長が適当と認めたものを控除する場合を除き、通貨で、直接臨時的任用職員に、その全額を支払わなければならない。ただし、臨時的任用職員の申出があった場合は、口座振替の方法により支払うことができる。

改正附則

## 舞鶴市旅費条例旧新対照表

(公用車による市外出張)

第3条 職員が公用の自動車により市外に出張したときは、別表に定 第3条 職員が公用の自動車により市外に出張したときは、別表に定 める<u>日当</u>及び宿泊料を支給する。

旧

別表(第2条、第3条関係)

旅費額表

旅	区分	鉄道賃、	車賃	日当	宿泊料	食卓料
費		船賃及び	(1 キロ	(1 日に	(1 夜に	(1 夜に
等		航空賃	メート	つき)	つき)	つき)
級			ルにつ			
			き)			
1 等	市長、副市長及び教	下記によ	円	円	円	円
	育長	る運賃及	23	3, 300	14,000	2, 200
		び料金				
2 等	行政職給料表の 8 級	<i>II</i>	23	2,800	13,000	1,900
	及び7級の職務の級					
	にある者					
3 等	行政職給料表の6級、	<i>II</i>	23	2, 400	12,000	1,600
	5級、4級及び3級の					
	職務の級にある者					
	教育職給料表の 3 級					
	の職務の級にある者					
4 等	行政職給料表の 2 級	<i>II</i>	23	2, 100	11,000	1, 400
	及び1級の職務の級					
	にある者					
	教育職給料表の 2 級					
	及び1級の職務の級					
	にある者					

(公用車による市外出張)

める旅行雑費及び宿泊料を支給する。

別表(第2条、第3条関係)

旅費額表

				-	
旅	区分	鉄道賃、船	旅行雑費	宿泊料	食卓料
費		賃 <u>、航空賃</u>		(1 夜につ	(1 夜につ
等		及び車賃		き)	き)
級					
1 等	市長、副市長及び教	下記によ	下記によ	円	円
	育長	る運賃及	る額	14,000	2, 200
		び料金			
2 等	行政職給料表の 8 級	IJ.	<i>II</i>	13,000	1,900
	及び 7 級の職務の級				
	にある者				
3 等	行政職給料表の6級、	IJ.	<i>II</i>	12,000	1,600
	5級、4級及び3級の				
	職務の級にある者				
	教育職給料表の 3 級				
	の職務の級にある者				
4 等	行政職給料表の 2 級	IJ.	<i>II</i>	11,000	1, 400
	及び 1 級の職務の級				
	にある者				
	教育職給料表の 2 級				
	及び 1 級の職務の級				
	にある者				

旧

(鉄道賃)

#### (鉄道賃)

- 1 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別 車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料 金による。
  - (1) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、 1 等の運賃
  - (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車 に要する運賃
  - (3) 普通急行料金を徴する線路による旅行で片道 50 キロメートル 以上のものの場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車 に要する普通急行料金
  - (4) 特別急行料金を徴する線路による旅行で片道 100 キロメート ル以上のものの場合には、第1号又は第2号に規定する運賃のほ か、その乗車に要する特別急行料金。ただし、前号に該当する場 合を除く。
  - (5) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を 運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及 び第3号又は前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金。た だし、片道 150 キロメートル未満の旅行の場合には、支給しない。
  - (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座 席指定料金を徴する客車を運行する線路で旅行をする場合には、 第1号又は第2号に規定する運賃、第3号又は第4号に規定する 急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 公務上特別の必要があると認められる場合には、前項の規定にか かわらず、特命により急行料金又は特別車両料金を支給することが できる。

(船賃)

1 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び特別 車両料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料 金による。

新

- (1) 運賃の等級を 2 階級に区分する線路による旅行の場合には、 1 等の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車 に要する運賃
- (3) 普通急行料金を徴する線路による旅行で片道50キロメートル 以上のものの場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車 に要する普通急行料金
- (4) 特別急行料金を徴する線路による旅行で片道 100 キロメート ル以上のものの場合には、第1号又は第2号に規定する運賃のほ か、その乗車に要する特別急行料金。ただし、前号に該当する場 合を除く。
- (5) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を 運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及 び第3号又は前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金。た だし、片道 150 キロメートル未満の旅行の場合には、支給しない。
- (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座 席指定料金を徴する客車を運行する線路で旅行をする場合には、 第1号又は第2号に規定する運賃、第3号又は第4号に規定する 急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 公務上特別の必要があると認められる場合には、前項の規定にか かわらず、特命により急行料金又は特別車両料金を支給することが できる。

(船賃)

3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃 | 3 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃

新

を含む。以下この項において「運賃」という。)<u>寝台料金</u>及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、 次に規定する運賃
  - ア 旅費等級が1等である者及び2等である者については、上級 の運賃
  - イ 旅費等級が3等以下である者については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船 に要する運賃
- (4) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座 席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合 には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 (航空賃)
- 4 航空賃の額は、公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、航空旅行をする場合に現に支払った旅客運賃による。 (日当等の特例)
- 5 100 キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の 必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く ほか、この表に定める日当の定額の2分の1に相当する額とする。

を含む。以下この項において「運賃」という。)<u>、寝台料金</u>及び特別船室料金(これらのものに対する通行税を含む。)並びに座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を 3 階級に区分する船舶による旅行の場合には、 次に規定する運賃
  - ア 旅費等級が1等である者及び2等である者については、上級 の運賃
  - イ 旅費等級が3等以下である者については、中級の運賃
- (2) 運賃の等級を 2 階級に区分する船舶による旅行の場合には、上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船 に要する運賃
- (4) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
- (5) 第3号に規定する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
- (6) 公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、座 席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合 には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金 (航空賃)
- 4 航空賃の額は、公務上特別の必要があると認められる場合で特命により、航空旅行をする場合に現に支払った旅客運賃による。 (車賃)
- 5 車賃の額は、現に支払った旅客運賃等による。

- 6 前項の規定にかかわらず、公用の自動車により京都府福知山市、 綾部市及び宮津市並びに福井県大飯郡高浜町の区域内へ旅行する 場合であって、その所要時間が4時間未満であるときは、日当を支 給しない。
- 7 研修、講習、訓練又は連絡その他これらに類する用務のため引き 続き同一区域内に滞在する場合における<u>日当及び</u>宿泊料の額は、こ の表に定める<u>日当及び</u>宿泊料の定額の範囲内において<u>市長が</u>定め る額とする。

(食卓料)

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行において、船賃若しくは航空賃 のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しな いが食費を要する場合に限り、支給する。

## (旅行雑費)

6 旅行雑費の額は、旅行に伴う雑費のうち規則で定めるものの実費額による。

### (宿泊料の特例)

7 研修、講習、訓練又は連絡その他これらに類する用務のため引き 続き同一区域内に滞在する場合における宿泊料の額は、この表に定 める宿泊料の定額の範囲内において規則で定める額とする。

#### (食卓料)

8 食卓料は、水路旅行又は航空旅行において、船賃若しくは航空賃 のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しな いが食費を要する場合に限り、支給する。

改正附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の舞鶴市旅費条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

# 舞鶴市実費弁償条例旧新対照表

	The state of the s		
旧	新		
(実費弁償の額)	(実費弁償の額)		
第4条 旅費は、舞鶴市旅費条例(昭和26年条例第40号 <u>。旅費等級は2等級とし、日当は除く。</u> )の例による。	<u>等級は、2 等級とする。)</u> による。		
	改正附則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。		